



印刷番号(29)341

「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック

平成30年3月発行

[編集・発行]

東京都 福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号





「心のバリアフリー」の実践に向けた ハンドブック

 東京都福祉保健局

このマークは目の不自由な方などのための「音声コード」で、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



1 「心のバリアフリー」とは

(1) 心のバリアについて

高齢の人や障害のある人、乳幼児を連れた人、外国人など、誰もがまちの中で円滑に移動でき、必要な情報を入手できるようにするためには、どのようなことが必要でしょうか。

エレベーターや視覚障害者誘導用ブロック^(※④)の整備などのハード面のまちづくりや、点字や音声、手話、多言語による情報提供等の情報面でのバリアフリーのほか、人々の心のバリアの解消が必要です。

皆さんは、心のバリアについて考えたことがありますか。

心のバリアとはどのようなものか、まちの中における次のような場面で考えてみましょう。

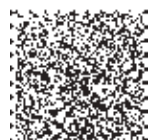


(場面1) 聴覚障害のある人や外国人等が車内放送のアナウンスが分からない



【まちの中には様々な人がいます】

- 聴覚障害のある人がいることに気付かず、アナウンスだけで情報を伝えることでバリアが生まれています。
- アナウンスを十分に理解できない外国人や知的障害のある人等にも情報のバリアが生まれています。
- 周囲の人も、情報を得られずに困っている人がいることに気付いていません。
- 様々な人がいることに気付くことが、バリアの解消のために必要です。



1 「心のバリアフリー」とは

2 「心のバリアフリー」の
実践に向けて

3 まちのバリアを考える

4 「心のバリアフリー」の
理解に向けた取組

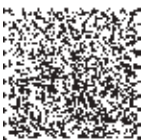
用語
解説

(場面2) 視覚障害のある人がまちの中で迷っている



【求めている手助けの内容も様々です】

- 困っている人に対して、手助けしようという気持ちは重要ですが、本人の意向を確認せず、行動することは、かえって本人に迷惑や負担をかけ、心のバリアを作り出すこととなります。
- 体や白杖^(※5)をいきなり触ったり、引っ張ったり、また、体の向きを変えられると、視覚障害のある人はとても驚きます。あなたが見知らぬ人から体を突然触られたら、どのように感じるでしょうか。
- 声かけなどにより、相手の意向を確認し、どのような支援や配慮が必要か正しく理解することが重要です。



(場面3) 混雑していて、車いす使用者等がエレベーターを利用できない



【あなたの意識や行動はどうでしょうか】

- 障害のある人や乳幼児連れの人、通勤時間帯などの混雑時に移動することがあります。
- 車いす使用者やベビーカーを利用している人に対して理解のない言葉や態度を示す人、また、それを見過ごしている人々により、円滑に移動するためのバリアが生まれています。
- すべての人が平等に社会参加できるよう配慮したり、自分自身の意識や行動が適切であるか、常に見直すことが必要です。

1 「心のバリアフリー」とは

2 「心のバリアフリー」の
実践に向けて

3 まちのバリアを考える

4 「心のバリアフリー」の
理解に向けた取組

用語
解説



【意識と行動でバリアをなくしていく】

様々な人々の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手等が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受ける人がいます。

私たちがそのことに気付くことが、「心のバリアフリー」の第一歩です。

障害のある人は、常に支援が必要だと思っていないでしょうか。また、いつも支援を受ける側であり、支援をする側にはならないと思っていないでしょうか。

意識の中にこうした偏見や思い込みがあることで、人々の行動やまちの環境にバリアが作り出されます。

バリアをなくすためには、私たちの意識を改め、そのことを行動で示すことが必要です。

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、そのために必要な行動を続けることが「心のバリアフリー」です。

【「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」^(※⑥)】における「心のバリアフリー」^①

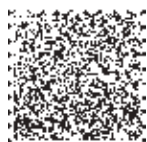
● 共生社会に向けた基本的考え方

過去において、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものである。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。

障害のある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることを意味する。

そのためには、まず、障害者権利条約^(※⑦)の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。



(2) 社会や環境にあるバリア

【すべての人が配慮を必要としている】

例えば、建物で1階から2階に移動する場合、階段で移動できる人、エレベーターがなければ移動できない人、荷物が多くてエレベーターが必要な人、エスカレーターを利用する人など、人によって様々なニーズがあります。

手すりがあれば、階段であっても上り下りできる人もいます。



階段があれば、多くの方は2階に行けるかもしれませんが、車いすを使用している人やベビーカーを利用する乳幼児連れの人などは行くことが困難です。

そのことに気付くことが、誰もが暮らしやすい社会につながります。

【社会や環境にあるバリアをなくしていく】

社会には様々な人がいます。人々の多様性についてお互いを尊重し合い、それぞれの人に合った配慮があることに気づき、対応することで、円滑な移動や施設利用、情報の入手が可能になり、社会参加することができます。

障害のあることがバリアなのではなく、障害のある人を含めたすべての人に配慮していない社会や環境にバリアがあります。社会や環境にあるバリアをなくしていくことが重要です。



2 「心のバリアフリー」の実践に向けて

(1) 都民の「心のバリアフリー」に関する認識

「心のバリアフリー」についての現状はどのようになっているのでしょうか。
「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成 29 年 3 月 東京都福祉保健局）で、都民の認識等について見てみましょう。

問 イラストのようなことは、よくあることだと思いますか。



① お店の前の段差で車いすの人が困っていた



② 満員電車で車いすの人が迷惑がられていた



③ 視覚障害者が交差点で困っていた



④ 聴覚障害者が電車が止まった理由がわからず、他の人に尋ねても情報が得られず困っていた



⑤ 食堂で、盲導犬を連れて来た人が入店を断られていた



⑥ 知的障害者が子供にからかわれていた



⑦ マタニティマークをつけた人が目の前に立った



⑧ エレベーターに並んでいたら、自分の後ろにベビーカー利用者が待っていた



⑨ 優先席前に荷物を持った高齢者が立っていた



⑩ 外国の人が道を尋ねたいようだった

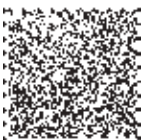
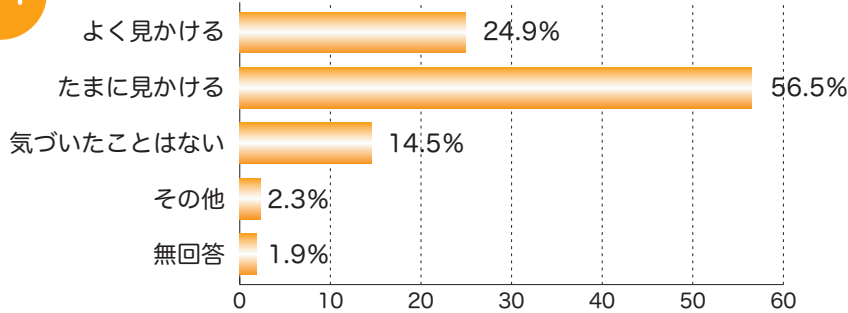


図 1

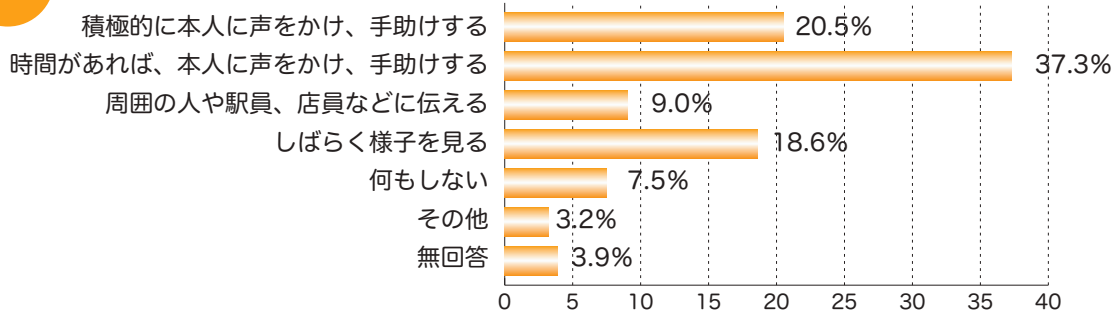


「よく見かける」と「たまに見かける」で合わせて約 8 割。「気づいたことはない」という回答も一定程度あります。

問

イラストのようなことを見かけたとき、あなたはどのようにしますか。

図 2



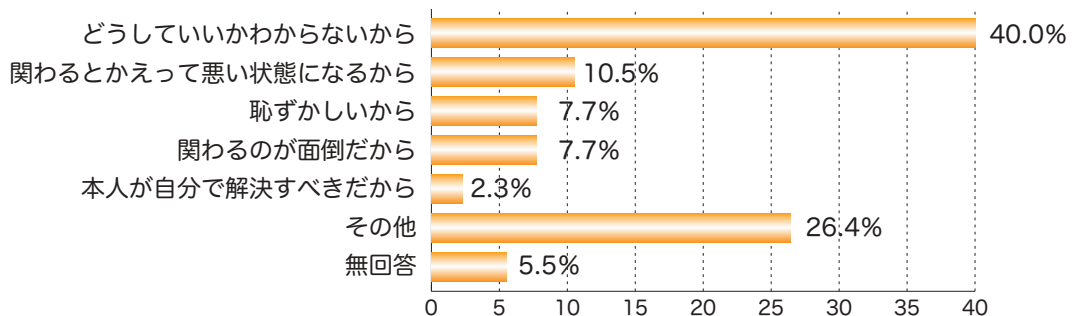
「積極的に本人に声をかけ、手助けする」と回答した人は約 2 割。

一方、「しばらく様子を見る」や「何もしない」という回答が、あわせて約 1/4 となっています。

問

（「しばらく様子を見る」「何もしない」と答えた人に）「しばらく様子を見る」又は「何もしない」のはなぜですか。

図 3



「どうしていいかわからないから」が最も多く約 4 割でした。

「その他」の回答内容では、「自分自身に障害がある」、「以前断られたことがある」、「他の人がしなかったら手助けする」などの意見がありました。



問 「心のバリアフリー」とは具体的にどのようなことだと思いますか？

◆ 主な回答

思いやりをもって手助けすること

- お年寄りに座席を譲ること
- 相手を思いやり、手助けし合えること

差別や偏見がないこと

- 介助が必要な人や障害のある人に対して、差別なく接すること
- 健常者、障害者など区別することなく、偏見をもたないこと

誰もが暮らしやすい社会をつくること

- 偏見や固定観念など心に潜む見えない壁をなくし、誰もが住みやすい社会を目指すこと
- 誰でも参加しやすい環境が整っていること

「心のバリアフリー」に対する印象としては、「思いやりをもって手助けすること」や「差別や偏見がないこと」等の回答がありました。

【行動を起こすことが重要】

調査結果からは、多くの人がまちの中で手助けが必要な場面に気付いてはいるものの（図1）、そのうち積極的に声かけをする人は一部で、時間があれば行動するという人や、すぐには行動を起こさない人が多くいます（図2）。

行動しない理由は、「どうしていいかわからない」という人が多い一方で、「恥ずかしいから」や「面倒だから」なども一定程度あり、「以前断られたことがある」という回答もありました。どのように行動すればいいのか理解を図るとともに、その理解を行動につなげることが課題となっています（図3）。



(2) 「心のバリアフリー」の実践のための3つのステップ

【「心のバリアフリー」の実践に向けて】

まちの中で困っている人に対して、思いやりをもって接することは大切なことですが、その際に重要なのは、障害の有無や年齢、性別、国籍等、人々の多様性を尊重することであり、意識の中の偏見や思い込みをなくすことです。

また、困っている人がいることに気付いたり、障害に対する正しい理解が進んでも、行動で表さなければ、人には伝わりません。意識や理解を行動で示すことが、「心のバリアフリー」の実践です。

「心のバリアフリー」の実践に向けて、次の3つのステップで考えてみましょう。

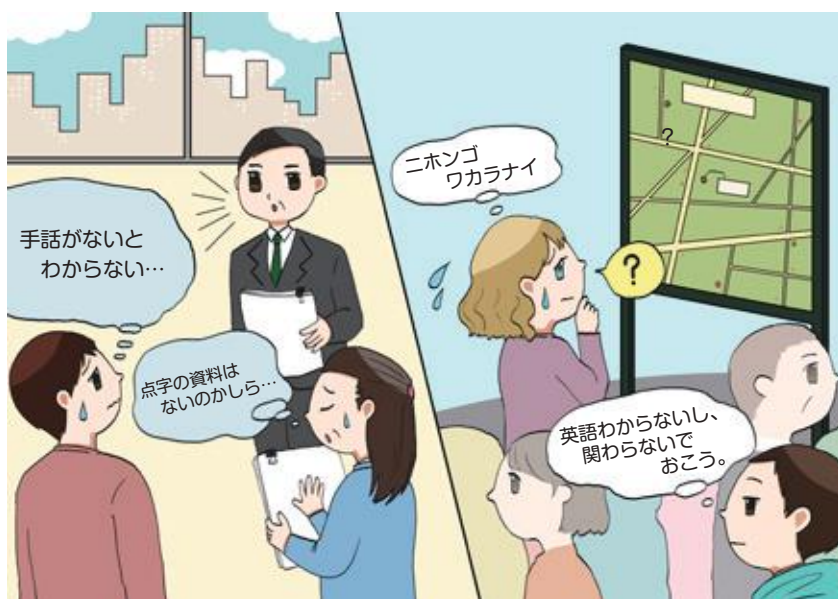
(その1) 障害の社会モデルの視点でバリアを理解する

すべての人が平等に社会参加できる環境をつくる。それは、誰とでも一緒に移動でき、店舗やサービス等を利用し、活動に参加できることです。

そのためには、人間関係を含めた社会との関係によってバリアが作られることを理解し、様々な人々がともに暮らしていることを意識することが必要です。

「障害のある人のことは考えていなかった」「外国人がわからないのは仕方ない」と考えていませんか。

そう考える人々の意識や施設の不備など、社会や環境からバリアが作られていることを理解することで、私たちにも、そのバリアを除去するためにできることが見えてきます。



(その2) コミュニケーションをとる

バリアにより支障を受けている人に対して、どのような配慮が必要か、コミュニケーションをとり、意向を確認します。

どのようにしたらいいか迷ったときは、「何かお手伝いできることはありますか」と話しかけたり、相手に応じてメモを見せたり、身振りをを用いるなど、工夫して伝えてみましょう。

意向を確認することは、その人の意思を尊重することでもあります。

視覚や聴覚に障害のある人や外国人等に対しては、コミュニケーション方法にも配慮が必要であり、その人に応じた方法を用意することも重要です。

また、コミュニケーションをとる際には、ヘルパーや通訳者等の同行者ではなく、本人に対して話しかけることで、本人を尊重するよう配慮する必要があります。



コラム

鉄道やバスの車内で席を譲ったときに、「結構です」と断られることもあります。譲られた方も、突然声をかけられて驚き、つい断ってしまったり、あるいは、譲られることが恥ずかしかったのかもしれない。

手助けが不要なこともあるかもしれませんが、それがわかったのはコミュニケーションの成果です。

人や場面が変われば、相手の意向も変わってきます。同じような機会があったら、また声をかけてみてください。



(その3) 適切な配慮を行う

バリアの解消に向けて、自分にできる具体的な行動を行います。

その際、周囲の人の協力を得る必要がある場合や、別の誰かにつなげなくてはならない場合があるかもしれません。

大切なのは、バリアを解消して、本人が希望する活動を可能にすることであり、そのために適切な配慮を行うことです。

本人が満足しているか、コミュニケーションを通じて確認しながら、行動することが重要です。



【「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」における「心のバリアフリー」②】

● 「心のバリアフリー」の考え方

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。



3 まちのバリアを考える

(1) バリアはどこにあるでしょうか

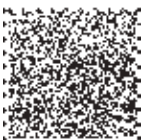
実践のための3つのステップに沿って、まちのバリアをなくすためにできることを考えていきましょう。

場面①（移動）

バリアはどこにあるでしょうか



配慮のポイントは 20～21 ページ



場面②（職場や窓口でのコミュニケーション）

バリアはどこにあるでしょうか



1 「心のバリアフリー」とは

2 「心のバリアフリー」の実践に向けて

3 まちのバリアを考える

4 「心のバリアフリー」の理解に向けた取組

用語解説

配慮のポイントは 22～23 ページ



場面③ (店舗でのコミュニケーション)

バリアはどこにあるでしょうか



1 「心のバリアフリー」の
意味を説明しよう

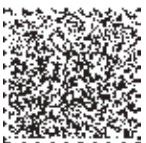
2 「心のバリアフリー」の
意味を説明しよう

3 昔がのバリアフリーの
意味を説明しよう

4 「心のバリアフリー」の
意味を説明しよう

用語解説

配慮のポイントは 24 ~ 25 ページ



場面④（施設・設備の利用）

バリアはどこにあるでしょうか



1 「心のバリアフリー」とは

2 「心のバリアフリー」の実践に向けて

3 まちのバリアを考える

4 「心のバリアフリー」の理解に向けた取組

用語解説

配慮のポイントは 26 ~ 27 ページ



(2) 場面ごとの配慮のポイント

場面① (移動)



1

「心のバリアフリー」を
実現する

2

「心のバリアフリー」の
実践に向けて

3

まがのバリアフリーを
実現する

4

「心のバリアフリー」の
実践に向けた取組

用語
解説



解説①

- ① 高齢になると、視力や聴力、身体機能が低下することがあります。移動に当たっては、階段での昇降や横断歩道での歩行等に配慮が必要です。また、負担のない移動経路や休憩できるスペースなどの環境整備が整えば、外出しやすくなります。

- ② 車いすを使用している人が安全に移動できるためには、段差のないルートや通路幅の確保が必要です。施設の整備が難しくても、スロープの準備やテーブルの移動等の工夫により、車いす使用者が使いやすい店内にすることができます。

- ③ 色の見え方に特性のある人は、赤と緑、水色とピンク等、見分けにくい色の組合せがあるので、印刷物やホームページ、案内サイン等では、色の組合せや、文字と背景のコントラスト、模様や境界線を加える等の配慮が必要です。



色の組み合わせの絵

- ④ ベビーカーを利用する乳幼児連れの人が安全に移動できるよう、階段等では、ベビーカーを持つ手助けをするなどの配慮が必要です。

妊産婦は体調が変化しやすく、お腹が大きくなるとバランスがとりにくくなったり、足元が見えなくなるため、段差等での転倒に注意が必要です。

- ⑤ 白杖を持って歩いている人が、まちの中で迷っている様子であったり、転落や衝突の危険がある場合には、声をかけることが必要です。

また、視覚障害者誘導用ブロックの上には、通行の妨げになるものを置かないよう配慮することが必要です。視覚障害には、全く見えない全盲や、見えにくい又は多少は見える弱視があり、弱視の方の見え方は様々です。

白杖SOSシグナル

見え方



「白杖」を垂直に頭上に掲げる SOS のサイン



正常な見え方

ぼやける

眩しい

真ん中が見えない

真ん中しか見えない



場面②（職場や窓口でのコミュニケーション）

1

「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の

2

「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の

3

「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の

4

「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の
「心のハリアフレ」の

用語解説



解説②

- ① 車いすを使用している人は、少しかがんでもらうなど、視線の高さを合わせてもらえると話しやすくなります。
本人を尊重するために、同行者ではなく、本人に直接話しかけるよう努めることが重要です。



- ② 職場や窓口等において、「話している内容を十分に理解できない」、「落ち着きがなくミスが多い」という人がいたら、コミュニケーションにおいて工夫することが必要です。

簡潔に、ゆっくり、具体的に分かりやすく話しかけ、メモや図などを使って説明することが効果的です。

また、どのようなやり方をすれば、円滑に仕事ができるのか、本人と話しながら、対応策を講じることが重要です。



▲コミュニケーションボード 文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい人に対して、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるボード

- ③ 人と話すと緊張したり、疲れやすかったりする人もいます。そうした人には、本人のペースを尊重して、まずは話を聞くことに努め、穏やかに対応することが重要です。

上司や同僚など、職場全体で本人の状況について理解し、必要なときにサポートすることも重要です。

- ④ 声をかけても気づかない人は、聴覚に障害があったり、日本語がわからないのかもしれませんが。

聴覚障害の場合、人によって聞こえ方のほか、文章の読み書きや手話の能力が異なることから、本人に確認しながら、その人に合った方法で情報を伝える必要があります。

- ⑤ 窓口等の場所が分からず困っている人には、施設や店舗の職員等から声をかけて、用件を確認する必要があります。

また、視覚障害のある人に対する説明では、「それ」「このくらい」といった表現や指差しで示すのではなく、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明する必要があります。



場面③ (店舗でのコミュニケーション)

1

「心のハリアプリ」の
「お席へ案内」

2

「心のハリアプリ」の
「商品について」

3

「心のハリアプリ」の
「お席へ案内」

4

「心のハリアプリ」の
「商品について」

用語解説



解説③

- ① 本人にとって気になることがあり、じっとしてられない、あるいは、突然大きな声を出すなどの行動をとる人がいる場合には、まずは、本人の話を聞いて、どういう気持ちなのか理解に努めることが重要です。偏見を持たずに、コミュニケーションをとることから始めてみましょう。

その上で、「静かにしてほしい」など、何かを伝える必要があれば、わかりやすく、ゆっくり、落ち着いて話してみましょう。

本人が興奮していて、自分一人での対応が難しい場合は、周りの人に協力を求めながら対応することも必要です。

- ② 身体が小さい子供は、高い場所のものを取ることができないことに配慮するとともに、子供の視点で環境を見直すことが必要です。これは、車いす使用者も同様です。また、階段の段が高いところや車両とホームの隙間等で、周りの人が注意する必要があります。

- ③ 外国人には、案内表示や説明文、メニュー等に、多言語での表記やふりがな併記、ピクトグラム（絵文字）、イラスト、写真等、分かりやすい情報提供が必要です。また、やさしい日本語（※⑧）を使用することも有効です。

飲食店等ではメニューの多言語対応に加え、多様な食文化や宗教に基づく食習慣、食の制限があることから、食に関する情報提供が必要です。



- ④ 同伴している犬が補助犬の場合もあります。身体障害者補助犬法（※⑨）に基づき、公共施設や交通機関、スーパー、飲食店、ホテル、病院、宿泊施設等は、補助犬を同伴して利用できることを、事業者や利用者は理解する必要があります。

補助犬が障害のある人の目や耳や手になって働いているときは、周囲の人は不必要な声かけや触ることを控える必要があります。



- ⑤ 車いす使用者は、段差を乗り越えることや開き戸を自分で開けることが難しいため、周囲の人が配慮する必要があります。車いす使用者が円滑に利用できる環境整備として、自動ドアや引き戸にすることが必要です。

- ⑥ 聴覚に障害のある人は、声だけでやりとりするインターホンでコミュニケーションを行うことが困難です。聴覚に障害のある人が情報を入手したり、コミュニケーションを行うためには、手話通訳や要約筆記（※⑩）のほか、筆談、コミュニケーションボード、音声を文字に変換するアプリ等の準備が必要です。



遠隔手話通訳の様子



場面④ (施設・設備の利用)

1

「心のバリアフリー」の
「心」

2

「心のバリアフリー」の
「心」

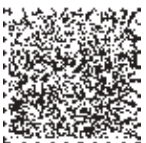
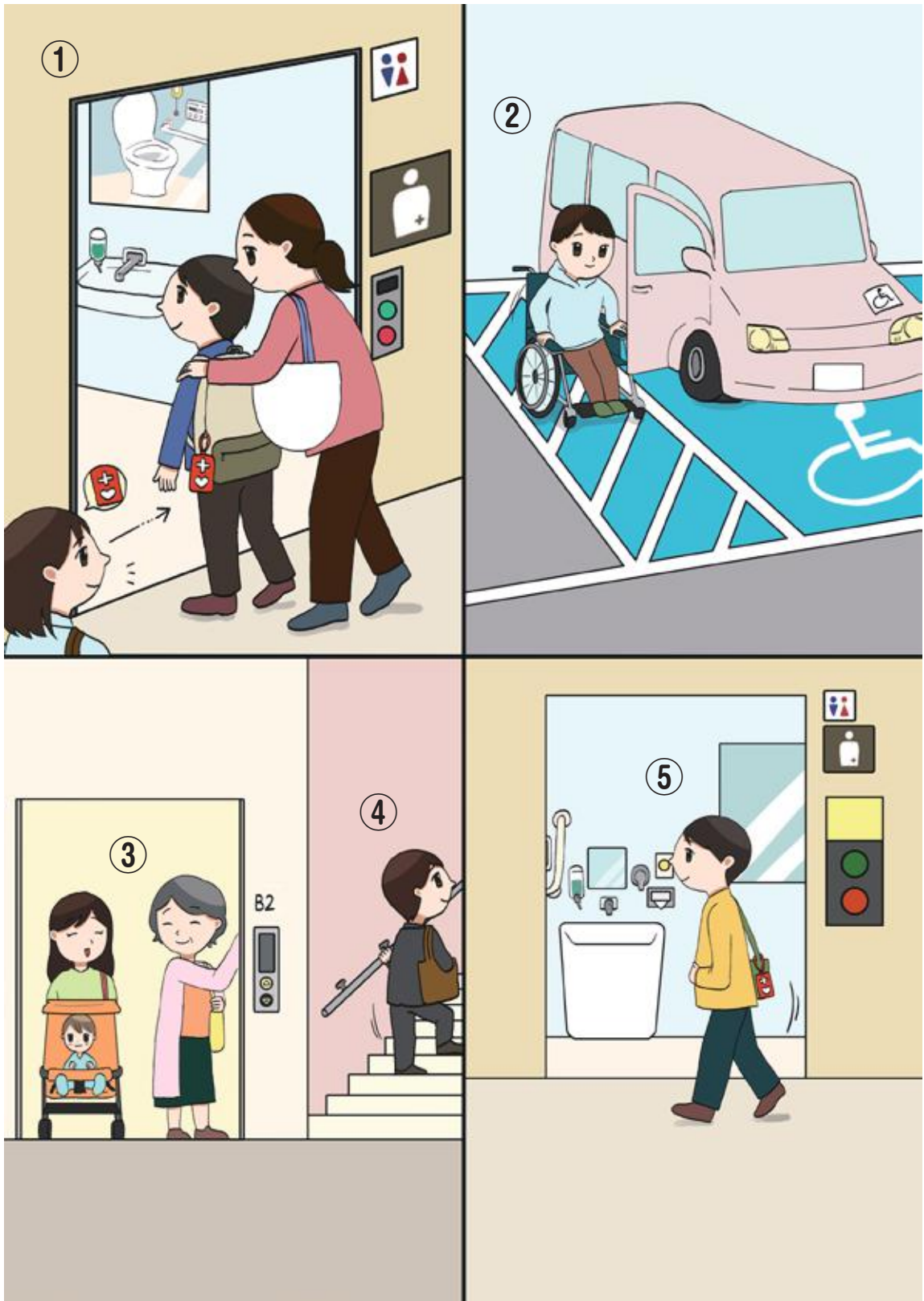
3

「心のバリアフリー」の
「心」

4

「心のバリアフリー」の
「心」

用語解説



解説④

- ① 高齢の人や障害のある人との外出において、トイレの利用で介助が必要な場合に、性別に関わらず利用できる場所に設置されただれでもトイレを、異性であっても一緒に利用することがあります。

また、男女別のトイレを利用しにくいLGBT^(※⑩)の人が、だれでもトイレを利用することもあります。



だれでもトイレ

- ② 車いす使用者は、車から乗り降りするために広いスペースの駐車区画が必要です。その区画を円滑に利用できるよう、他の利用者は利用を控えるなどの配慮が必要です。



広いスペースの駐車区画

- ③ 乳幼児連れの方は、乳幼児が泣いたり、ベビーカーや乳幼児のための荷物も多く、「周りに迷惑をかけているのではないかと気にかけている人もいます。

外出しやすい環境のためには、エレベーターやベビーチェア・ベビーベッドのあるトイレ、授乳・おむつ替えに対応したスペースなどの整備とともに、乳幼児連れの人や妊産婦に対する周囲の人々の理解と配慮が必要です。

- ④ エレベーターを必要としている人が円滑に移動できるよう、階段を利用できる人は、混雑時には、エレベーターの利用を控えるなどの配慮が必要です。



オストメイト対応の水洗器具

- ⑤ 内部障害^(※⑫)のある人は、外見からは障害のあることが分かりにくい人もいます。

人工肛門をつけている人には、オストメイト^(※⑬)対応の水洗器具があるトイレの場所を案内する必要があります。

また、広いスペースやオストメイト対応の設備等を備えただれでもトイレは、必要としている人が優先して使用できるよう配慮する必要があります。



4

「心のバリアフリー」の理解に向けた取組

「心のバリアフリー」の理解に向けた取組として、区市町村や事業者等において次のような取組が行われています。

① 学校での児童・生徒に対する「心のバリアフリー」の理解に向けた学習

小学校や中学校等において行われている取組で、高齢者や障害者等と交流しながら、疑似体験や支援の方法、コミュニケーションをとる方法等を学んでいます。

人権教育や障害者スポーツなど、様々な機会を通じて、児童・生徒の「心のバリアフリー」への理解を深める取組が行われています。

② 地域住民に対するワークショップ等

地域において、高齢者や障害者等との対話を通じて障害理解等を深める学習会（ワークショップ）や、区市町村と協働してまち歩き点検等を行う福祉のまちづくりサポーターの取組が実施されています。

地域住民が高齢者や障害者等と協働し、コミュニケーションをとることで、障害特性等に気付き、お互いに理解を深めることができます。



③ 事業者での接遇向上研修

事業者において、高齢者や障害者、外国人等、様々な顧客への接遇向上を目的に職員・従業員に対して研修として実施するもので、障害特性や配慮の方法、コミュニケーションの手法等を学んでいます。

事業者団体等において作成された接遇マニュアルを研修テキストとして活用しているところもあります。

④ 障害等への理解に対する普及啓発

国や自治体における普及啓発のためのイベントの実施やパンフレットの作成等を通じて、障害等への理解を進める取組です。

障害のある人等が生活していく上で、どのような困難が生じているかや、配慮や支援の方法、施設・設備の適正利用等、様々な内容で普及啓発が行われています。



他にも、民間団体で実施している研修やボランティア活動、障害者スポーツに関する取組など、「心のバリアフリー」について理解を深める機会は様々なところにあります。

皆さんも、「心のバリアフリー」を広げるために、自分にできることを今から始めてみませんか。

※ 「心のバリアフリー」に向けた東京都の取組を知りたい方は、
東京都「福祉のまちづくり」ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/>



用語解説

※① ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること。

一方、バリアフリーは、高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組。

※② 障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることのみが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況にも原因があるという考え方。

※③ ダイバーシティ

「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(平成28年12月東京都政策企画局)が目指す、3つのシティの一つで、誰もが希望や活力を持って存分に活躍できる都市に東京を進化させていくこと。

※④ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害のある人を安全に誘導するために、足裏の触感覚で認識できるように地面や床面に敷設されている、突起を表面につけたブロック。

※⑤ 白杖

視覚障害のある人が安全に歩行するために用いる白い杖のことで、道路交通法に基づき道路を通行するときの携行が定められている。

※⑥ ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月に閣議決定された計画。

※⑦ 障害者権利条約

障害者の権利に関する条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成26年に批准した。

条約締結の際の国内法整備の一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年に制定、平成28年に施行された。

※⑧ やさしい日本語

「簡単な表現を用いる」、「文の構造を簡単にする」、「ふりがなをふる」などの工夫をすることで、普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすくした表現方法。



※⑨ 身体障害者補助犬法

身体に障害のある人が身体障害者補助犬などを伴って社会で活動できるように支援することを目的として定められた法律。

※⑩ 要約筆記

聴覚障害のある人のために、その場で話されている内容を文字にして通訳する方法。

※⑪ LGBT

Lesbian (レズビアン:女性同性愛者)、Gay (ゲイ:男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル:両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー:出生時に判定された性別と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)、の頭文字をとって作られた言葉で、性的マイノリティと呼ばれることもある。

※⑫ 内部障害

心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、H I Vによる免疫機能のいずれかの障害により日常生活に支障がある人。

※⑬ オストメイト

尿をためる膀胱や、便をためる直腸の病気による機能の低下又は喪失により、排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人工膀胱を造設した人。

参考資料等

- ・「区市町村や事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」(平成 28 年 3 月 東京都福祉保健局)
- ・「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム～私たちの活動報告「ここから始めよう」～」(平成 28 年 11 月 19 日開催 東京都福祉保健局)
- ・「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」(平成 29 年 3 月 東京都福祉保健局)
- ・「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(平成 28 年 2 月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)
- ・東京都障害者差別解消法ハンドブック (平成 28 年 3 月 東京都福祉保健局)
- ・「障害者権利条約パンフレット」(平成 27 年 2 月 外務省)
- ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局)
- ・ユニバーサルデザインガイドブック「ユニバーサルデザインってなんだろう」(平成 27 年 11 月 新宿区都市計画部)
- ・ユニバーサルデザインガイドブック「心と心でコミュニケーション」(平成 28 年 3 月 新宿区都市計画部)
- ・「UD TRY!」(平成 29 年 3 月 江東区都市整備部)
- ・「小学生のためのユニバーサルデザイン体験教室ハンドブック part1」(平成 28 年 3 月 練馬区福祉部)

参考

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマーク。



●ヘルプカード

障害のある方等が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めするためのカード。

